

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条

当社は、株式会社 カルラ と称し、英文では、K a r u l a C o . , L T D . と表示する。

(目的)

第 2 条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店業
- (2) 食料品の製造並びに販売業務
- (3) 不動産の売買・交換・賃貸借及びこれらの代理もしくは仲介及び管理
- (4) 給排水設備工事業務
- (5) 厨房設備工事業務
- (6) 損害保険代理業務
- (7) 生命保険募集に関する業務
- (8) 厨房機器、家具、装飾品の販売及び賃貸
- (9) 店舗の内装工事の請負
- (10) 建築資材の販売
- (11) 産業廃棄物収集運搬業
- (12) 古物の売買業
- (13) 運送業務
- (14) アグリカルチャー業務
- (15) 商品仕入販売業務
- (16) 調理教室、各種文化教室等の企画、運營業務
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条

当社は、本店を宮城県富谷市に置く。

(機関の設置)

第 4 条

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条

当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第 8 条

当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 9 条

当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条

当社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条

当社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条

当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の

議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

附則

1. 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 施行日から次の定めを有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。なお、本定めは、施行日から6ヵ月を経過した日、もしくは施行日から6ヵ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。
3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

(議決権の代理行使)

第16条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条

当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第18条

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第20条

取締役会は、法令に定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要ある時はこの期間を短縮することができる。

3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議方法等)

第21条

取締役会の決議は、取締役会の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってする。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第22条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第24条

当社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い金額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第25条

当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第26条

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会)

第28条

監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。招集者は、議長となる。

2. 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

3. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の決議の方法)

第29条

監査役会の決議は、法令に定める場合を除き、監査役の過半数をもってする。

(監査役会の議事録)

第30条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(常勤監査役)

第31条

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役の責任免除)

第32条

当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第34条

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第7章 付 則

1. この定款に規定のない事項は全て法令の定めるところによる。
2. この定款の変更は株主総会において決議された日から実施する。

平成10年4月27日変更

平成11年5月26日変更

平成11年10月15日変更

平成13年8月27日変更

平成14年5月29日変更

平成15年5月26日変更

平成15年8月1日変更

平成16年5月28日変更

平成17年5月28日変更

平成18年5月27日変更

平成19年5月26日変更

平成20年5月24日変更

平成21年5月23日変更

平成24年5月25日変更

平成27年5月26日変更

平成29年5月24日変更

令和4年5月25日変更